

# 育児休業期間中の掛金免除事例集

令和4年10月版

公立学校共済組合東京支部  
福利厚生課経理担当 作成

# 目 次

## 1 育児休業等が1か月を超え承認されている場合について

（事例1）月をまたぎ月の途中まで取得する場合

（事例2）月をまたぎ月末まで取得する場合

## 2 育児休業等が1か月未満承認されている場合について

（事例3）月をまたぎ月の途中まで取得する場合

（事例4）同一月内14日以上で月末まで取得する場合

## 3 連続する2以上の育児休業等（準ずる期間を含む）が承認されている場合について

（事例5）土日等の休日や有給休暇等の労務に服さない日を挟んで複数回取得している場合

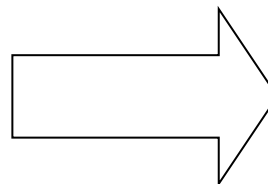
（事例6）施行日前に開始した育児休業と施行日後に開始する育児休業が連続している場合

## 事例1：育児休業等が1か月を超え承認されており、月をまたぎ月の途中まで取得する場合

（令和4年10月15日から令和4年12月13日まで）

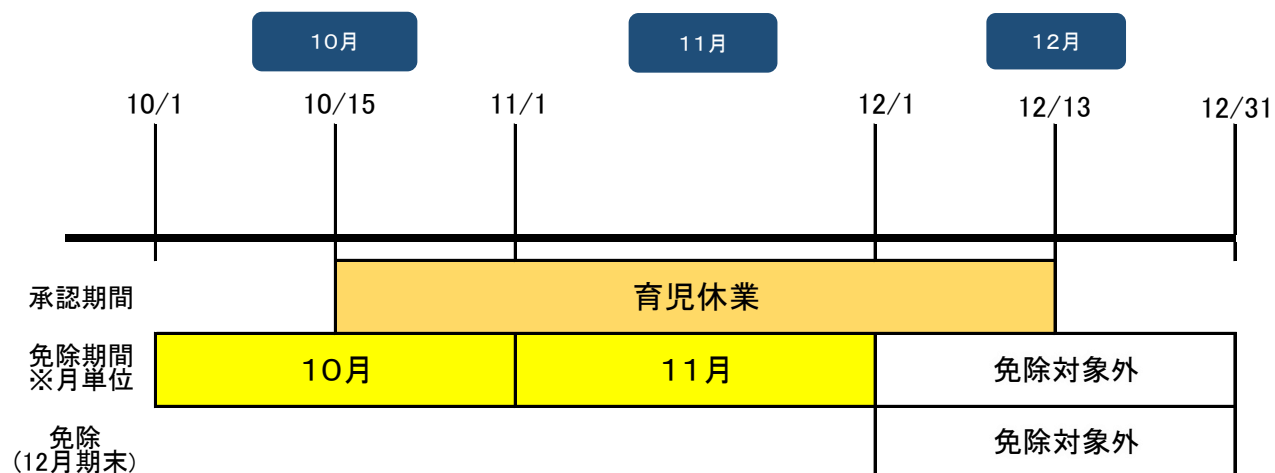
### 【条件】

|        |     |            |
|--------|-----|------------|
| 育児休業期間 | 開始日 | 令和4年10月15日 |
|        | 終了日 | 令和4年12月13日 |



### 【結果】

|                       |
|-----------------------|
| 掛金が免除になる月分            |
| 令和4年10月例月分～令和4年11月例月分 |



### 【解説】

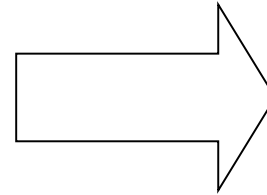
育児休業等を開始した日の属する月と、その育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合は、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月が免除となります。ただし、期末手当等に係る掛金は育児休業等の期間が1月超となっているが、期末支給月末に育児休業を取得していないため免除対象外となります。

## 事例2：育児休業等が1か月を超え承認されており、月をまたぎ月末まで取得する場合

（令和4年12月15日から令和5年1月31日まで）

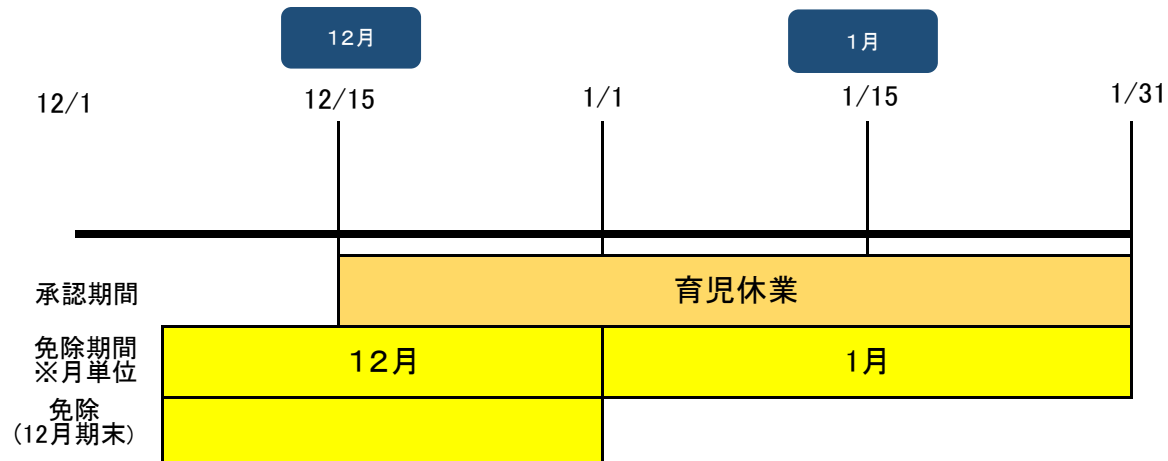
### 【条件】

|        |     |            |
|--------|-----|------------|
| 育児休業期間 | 開始日 | 令和4年12月15日 |
|        | 終了日 | 令和5年1月31日  |



### 【結果】

| 掛金が免除になる月分                               |
|------------------------------------------|
| 令和4年12月例月分～令和5年1月例月分<br>及び<br>令和4年12月期末分 |



### 【解説】

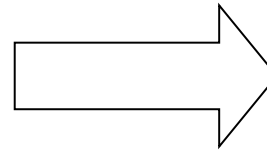
育児休業等を開始した日の属する月と、その育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合は、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月が免除となります。ただし、期末手当等に係る掛金は育児休業等の期間が1月超となる場合に免除となります。

### 事例3: 育児休業等が1か月未満承認されており、月をまたぎ月の途中まで取得する場合

(令和4年12月15日から令和5年1月13日まで)

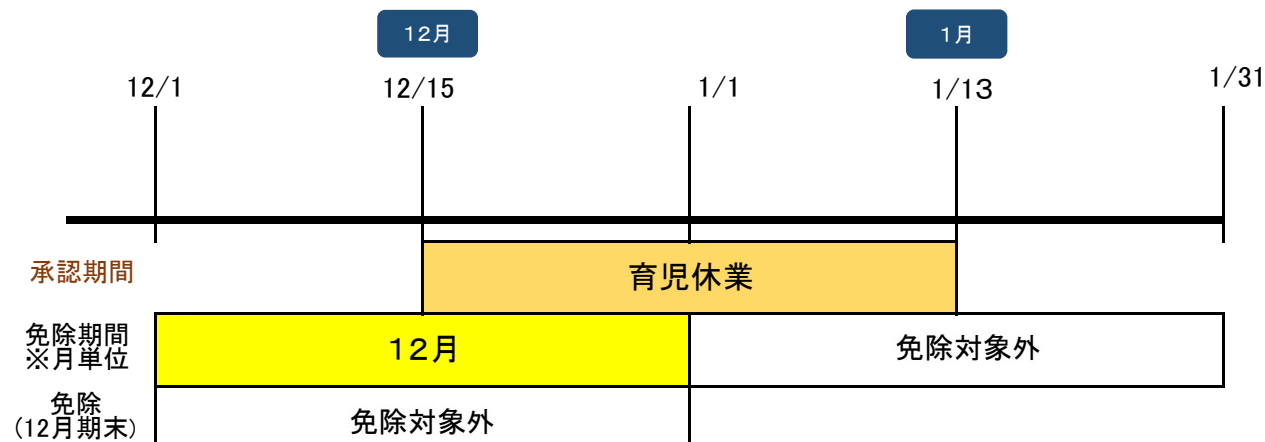
#### 【条件】

|        |     |            |
|--------|-----|------------|
| 育児休業期間 | 開始日 | 令和4年12月15日 |
|        | 終了日 | 令和5年1月13日  |



#### 【結果】

|            |
|------------|
| 掛金が免除になる月分 |
| 令和4年12月例月分 |



#### 【解説】

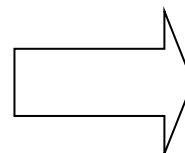
育児休業等を開始した日の属する月と、その育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合は、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月が免除となります。ただし、育児休業等の期間が1月以下である者については、期末手当等に係る掛金等は免除対象外です。

## 事例4: 育児休業等が1か月未満承認されており、同一月内14日以上で月末まで取得する場合

(令和4年12月15日から令和4年12月31日まで)

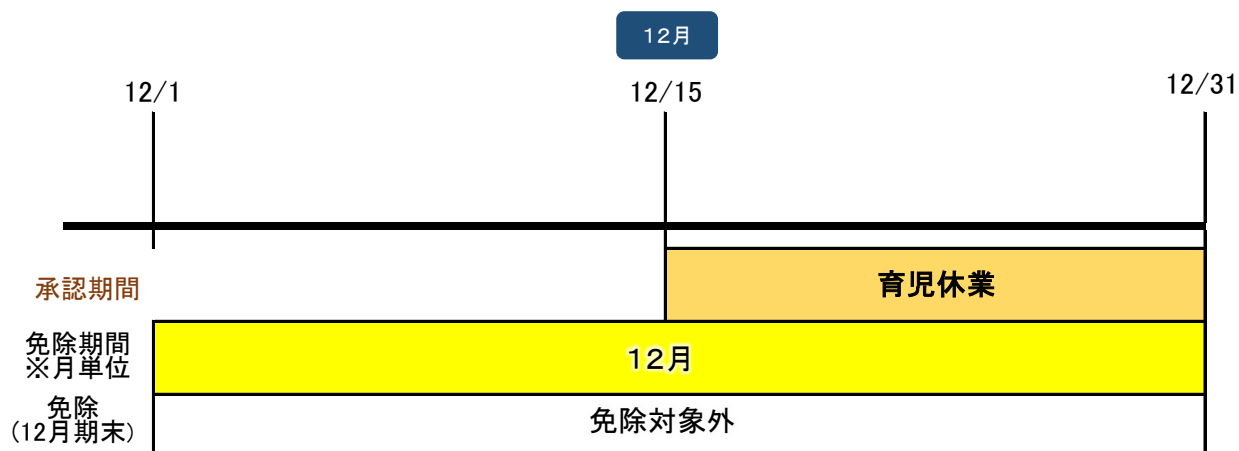
### 【条件】

|        |     |            |
|--------|-----|------------|
| 育児休業期間 | 開始日 | 令和4年12月15日 |
|        | 終了日 | 令和4年12月31日 |



### 【結果】

|            |
|------------|
| 掛金が免除になる月分 |
| 令和4年12月例月分 |



### 【解説】

育児休業等を開始した日の属する月と、その育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合は、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの月が免除となります。ただし、育児休業等の期間が1月以下の者については、期末手当等に係る掛金は免除対象外です。

## 事例5:連続する2以上の育児休業等(準ずる期間を含む)が承認されており、土日等の休日や有休休暇等の労務に服さない日を挟んで複数回取得している場合

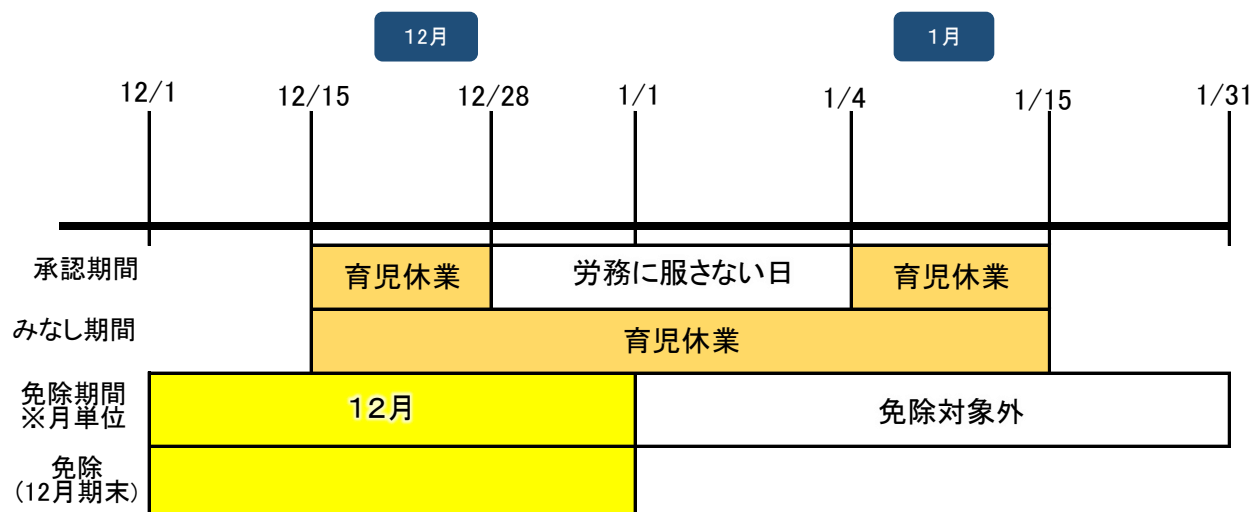
(令和4年12月15日から令和4年12月28日まで及び令和5年1月4日から令和5年1月15日まで)

### 【条件】

|        |     |            |
|--------|-----|------------|
| 育児休業期間 | 開始日 | 令和4年12月15日 |
|        | 終了日 | 令和4年12月28日 |
| 育児休業期間 | 開始日 | 令和5年1月4日   |
|        | 終了日 | 令和5年1月15日  |

### 【結果】

| 掛金が免除になる月分                     |
|--------------------------------|
| 令和4年12月例月分<br>及び<br>令和4年12月期末分 |



### 【解説】

連続する2以上の育児休業等をしている場合(連続する2以上の育児休業等をしている場合に準じる場合※を含む)は、その全部を1つの育児休業等とみなし、期間中の掛金は免除となります。

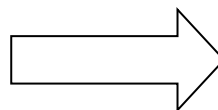
※育児休業等を終了した日とその次の育児休業等を開始した日の間に当該被保険者が就業した日がないとき(土日等の休日や有給休暇等の労務に服さない日を挟んで複数回育児休業等を取得していた場合は1つの育児休業等とみなします。)

## 事例6: 育児休業等が1か月未満承認されており、施行日前に開始した育児休業と施行日後に開始する育児休業が連続している場合

(令和4年9月15日から令和4年10月5日まで及び令和4年10月6日から令和4年10月25日まで)

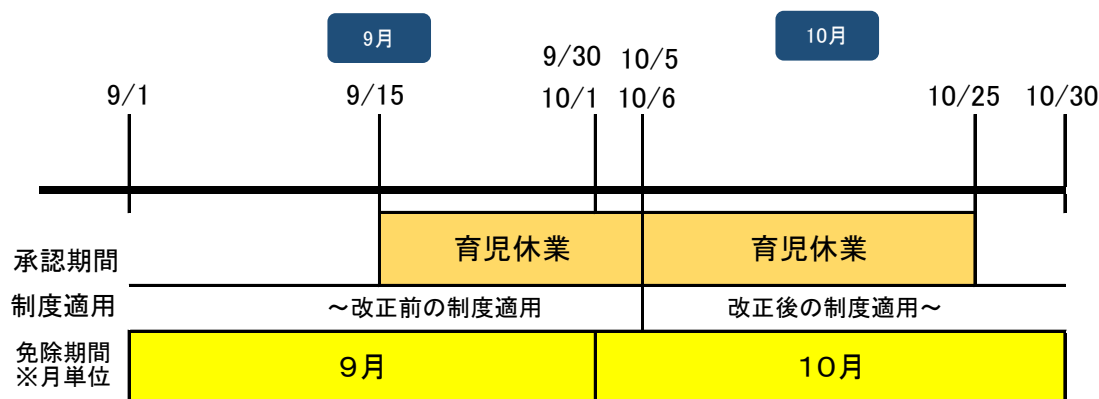
### 【条件】

|        |     |            |
|--------|-----|------------|
| 育児休業期間 | 開始日 | 令和4年9月15日  |
|        | 終了日 | 令和4年10月5日  |
| 育児休業期間 | 開始日 | 令和4年10月6日  |
|        | 終了日 | 令和4年10月25日 |



### 【結果】

|                      |
|----------------------|
| 掛金が免除になる月分           |
| 令和4年9月例月分～令和4年10月例月分 |



### 【解説】

改正後の育児休業期間中の掛金等の徴収免除に関する規程は、施行日(令和4年10月1日)以後に開始する育児休業等について適用し、同日前に開始した育児休業等については、なお従前の例による。  
したがって、連続した育児休業であっても施行日前に開始された育児休業等については、制度改正前の取扱いとなるため、別の育児休業等の期間として取り扱う。